

新型コロナウイルス感染症 感染症法上の位置づけ変更による変更点

対象	事項		施策内容			
			5類移行前	5類移行後(R5.5.7~)	5類移行後(R5.10.1~)	5類移行後(R6.4.1~)
市民の方	公費負担 (外来)	診療、治療	医療費の自己負担分を公費負担	コロナ治療薬の費用は公費支援を一定期間継続 その他の外来医療費の公費負担は終了 (R5.5.7)	コロナ治療薬の費用は一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続 自己負担の上限額は、医療費の自己負担割合に応じて段階的に 1割の方：3,000円、 2割の方：6,000円、 3割の方：9,000円 (R5.10.1)	通常の医療体制に移行し、公費負担は終了 (R6.3.31) 医療保険の自己負担割合に応じて負担することになるが、医療保険における高額療養費制度が適用される
		入院費用	入院医療費 (国3/4、県1/4)を公費負担	一定期間継続、高額医療費の自己負担限度額から2万円減額 (R5.5.7)	高額医療費の自己負担限度額から1万円減額 (R5.10.1)	
		検査	有症状者の検査費用を公費支援	検査費用の公費負担は終了 (R5.5.7) (高齢者施設のクラスター対策は支援を継続)	継続	
	行動制限	待機期間	陽性者は発症後7日間、濃厚接触者は陽性者との最終接触日から5日間の待機	陽性者は保健所からの自粛要請がなくなるが、発症後5日間は外出を控えることが推奨される濃厚接触者の特定がなくなり、外出自粛は求められない	継続	継続
	自宅療養	健康観察	保健所(看護師)により観察を実施	終了 (R5.5.7)	—	—
		療養期間通知書	新型コロナウイルス感染症と診断されたことが分かる書類を発行	終了(R5.5.8以降診断分) (※R5.5.7までの診断分については一定期間継続)	R5.5.7までの診断分も含めて終了 (R5.10.1)	—
		食料支援	調達が困難な方を対象に支援	終了 (R5.3.31)	—	—
		パルスオキシメーター	貸与	終了 (R5.5.7)	—	—
		陽性者登録センター	自己検査で陽性となった低リスクの患者を診断	終了 (R5.5.7)	—	—
	宿泊療養	宿泊療養支援	宿泊施設における療養	終了 (R5.5.7) ※医療逼迫時には高齢者等のために設置検討	※医療逼迫時、高齢者等のための設置検討を含め、終了 (R5.10.1)	—
	相談体制	自宅療養者支援相談窓口	発生届の対象外の患者からの各種相談を応需	継続(外来や救急への影響緩和のため)	終了 (R5.6.30)	—
		各種相談体制	各種相談窓口を設置	当面、受診・相談センター(保健所)を継続	受診・相談センター(保健所)は継続	受診・相談センター(保健所)は終了 (R6.3.31) 三重県新型コロナウイルス感染症相談窓口(24時間対応)にて対応
	検査	抗原定性検査キットの配布	低リスクの有症状者の求めに応じ検査キットを配布	終了 (R5.5.7)	—	—
		県の無料検査	感染不安を感じる県民を対象に無料検査を実施	終了 (R5.5.7)	—	—
	高齢者施設	医療機関との連携強化	施設からの要請に基づきオンライン診療、往診による医療	相談、往診、入院調整を行う	継続	終了 (R6.3.31)
相談窓口		県の窓口を利用する	継続	継続	終了 (R6.3.31)	
クラスター対応		クラスター発生施設に対し、必要に応じた感染対策指導を実施	継続	継続	継続	
社会的検査		高齢者施設の従事者を対象に定期的な検査実施	継続	継続	高齢者施設における行政検査としての取扱いが終了 (R6.3.31)	